

那覇市パートナーシップ登録制度について

■これからのスケジュール

- 7月6日（水）記者会見
- 7月7日（木）HPに情報開示
- 7月8日（金）電話予約受付開始（事前予約制） 9：00～
- 7月11日（月）パートナーシップ申請書の受付開始 9：00～
- 7月17日（日）パートナーシップ制度開始の報告@ピンクドット沖縄 2016
- 7月19日（火）パートナーシップ登録証明書の交付開始

■那覇市のパートナーシップ制度は…

戸籍上の性別が同一である二人の申請に基づき、
市長がお二人をパートナーシップの関係にあると認めた場合、
パートナーシップ登録簿へ**登録**を行い、
「パートナーシップ**登録証明書**」を交付します。

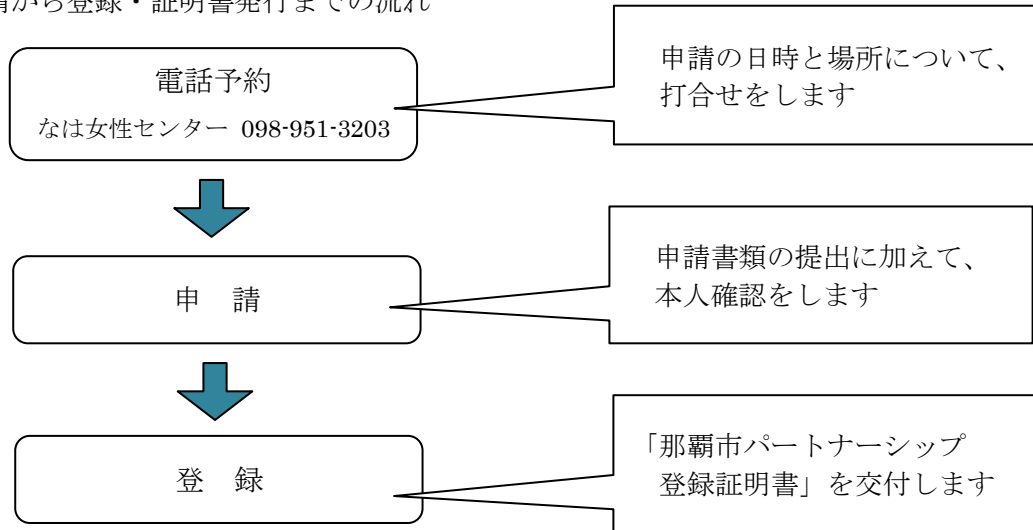


他の自治体は…

	根拠	交付するもの
渋谷型 (渋谷区)	条 例	パートナーシップ証明書
世田谷型 (世田谷区、伊賀市、 宝塚市)	要 綱	パートナーシップ宣誓の写し パートナーシップ宣誓受領証

那覇市	要 綱	パートナーシップ登録証明書
-----	-----	---------------

■申請から登録・証明書発行までの流れ



■申請に必要な書類

- ・那覇市パートナーシップ登録申請書
- ・住民票抄本
- ・戸籍抄本



- ・本人確認ができるもの（写真付きは1点、写真がないものは2点確認します）

■申請をすることができる人

つぎの、すべての項目に該当する人である必要があります。

- (1) 互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活をしている、又は継続的に共同生活をするを約していること。
- (2) 戸籍上の性別が同一であること。
- (3) 20歳以上であること。
- (4) 2人とも那覇市民であるか、那覇市民になることを予定していること。
 - ア 2人とも、那覇市民であること。
 - イ 1人が那覇市民であり、もう1人が市内への転入を予定していること。
 - ウ 2人とも、市内への転入を予定していること。
- (5) 一対一の関係にあること。
 - ア 結婚していないこと。
 - イ 申請の相手方以外の人と、パートナーシップの関係がないこと。

(1) の「共同生活」って…？



※この要件のチェックは、簡単なヒアリングシートにチェックを入れていただき、最後に署名する方法で確認します。
(ヒアリングといっても、プライベートなことに踏み込むものではありません。)

登録は、原則として那覇市民であることが必要です。

申請時の住所によっては、以下のとおり取扱いが異なりますのでご注意ください。

- ①「1人が那覇市民であり、もう1人が市内への転入を予定している」場合
→登録を行います。
しかし、「市長が必要と認める期間内」に、那覇市へ転入してきたことを証明する
住民票の提出が必要です。これを提出しなければ、登録が削除されます。

- ②「2人とも、市内への転入を予定している」場合
→申請受付票をお渡しします。つまり、登録は完了していません。
「市長が必要と認める期間内」に、双方が那覇市へ転入してきたことを証明する
住民票の提出があったときに、登録を行います。

■登録の削除

1 以下の場合、かならず那覇市に届出が必要です。

- (1) 住所、氏名その他申請時に提出した書類の記載事実に変更があったとき。
- (2) 登録者のパートナーシップが解消されたとき。
- (3) 登録者の一方又は双方が市外へ転出したとき
- (4) 登録者の一方が死亡したとき。

(2)と(3)の場合のみ、交付済みの登録証明書と事実証明書のすべてを返還しなければなりません。



2 以下の場合、届出がなくてもパートナーシップ登録が削除されます。

- (1) パートナーシップ登録の要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ登録を受けたとき。
- (3) 登録証明書又は事実証明書を不正に利用したとき。

この場合は、直ちに交付済みの登録証明書と事実証明書のすべてを返還しなければなりません。

■交付する書面について

(1)登録証明書

… 登録時、1通のみ交付。

(2)登録証明書の再交付

… 登録者の申請にもとづき、紛失、毀損他特別の事情のあるときのみ交付

(3)登録に関する事実証明書

… 登録者の申請にもとづき、登録がある事実、又は削除された事実について交付

■通称名の使用ができます

ただし、性別違和、他市長が特に必要があると認める場合に限ります。